

## 第25回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月30日（水）午後2時00分から午後2時29分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（23名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について  
第2号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について  
第3号 農地法第4条の規定による許可について  
第4号 農地法第5条の規定による許可について

議案

第1号 幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について  
第2号 幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利  
用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主事補	村岡 倅

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第25回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に5番渡邊委員、6番佐藤悦啓委員を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告は、特にございませぬ。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条</p>

により一時転用されていた下記の農地について、復元されていることを確認しましたので報告いたします。案件は、議案書1ページの令和6年6月25日に許可をした1件であります。今月18日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番について、説明をいたします。

事務局

報告第3号、農地法第4条の規定による許可について、農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書2ページの令和7年6月25日第24回総会で審議された1件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和7年7月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第4号1番について、説明をいたします。

事務局

報告第4号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書3ページの令和7年6月25日第24回総会で審議された1件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和7年7月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長	<p>次に、議案第1号「幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といいます。）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第6項の規定に基づき幕別町長から諮問があったので審議を求めます。</p> <p><b>【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上の案件は、7月16日に協議の場が開催され、地域計画の変更案が作成されたものであります。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第1号1番について、異論ないものとするので異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第1号1番は異論ないものと回答することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から9番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、幕別町農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき幕別町より諮問があったので審議を求めます。</p> <p><b>【議案第2号1番から9番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第2号1番から9番について、異論ないものとするので異議ござい</p>

せんか。

**【全員異議なし】**

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から9番は異論ないものと回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

議案第3号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

**【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページから2ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号5番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書3ページから7ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当である私から、補足説明をいたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。

この案件の、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番から14番は原案のとおり決定いたします。

議長

次の議案第3号16番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 渡邊委員退席)

議長

次に、議案第3号15番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号15番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書8ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限を受けますことから、近隣農業委員であります私の方から説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利設定については問題ないと思います。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号15番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号15番から16番は原案のとおり決定いたします。

(5番 渡邊委員着席)

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページから2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は、今月18日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月16日に渡邊委員、佐藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

---

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく、審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件は、今月18日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第5号2番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 多田委員退席)

次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、牛舎建設等を目的とする転用であります。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限を受けますことから、代わりに当該案件を担当いたしました私の方から説明いたします。この案件は、昨年10月18日に長谷川委員、佐藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

(4番 多田委員着席)

議長

議案は以上であります。  
これをもちまして、第25回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。お疲れ様でした。